

論文の内容の要旨

論文題目 ラテンアメリカ国際法の理論と実践

氏名 澤田(中井)愛子

米州諸国は、非ヨーロッパ諸国として最も早期に近代国際法の完全な法主体となった国々である。文明を共有していたために文明の基準による排除の対象にはならなかったが、これらの諸国の成立の経緯、憲法、置かれた状況はヨーロッパと大きく異なっていた。初の非ヨーロッパ諸国群として国際社会に加入したこれらの国々が、いかに国際法と向き合い、国際法にどのような変化をもたらしたのか。この問いは、普遍化した国際社会の法である国際法を理解するうえで不可欠の問いであるはずだが、十分に追究されてきたとはいえない。本論文では、未紹介の1次史資料を含む現地の文献に依拠しながら、ラテンアメリカ国際法がいかなる国際法であったのか、それがヨーロッパで生成された既存の国際法をどう変容させ、国際法の展開にどのように貢献したのか、そして、ラテンアメリカ国際法の存在が今日の実定法解釈にいかに反映されるべきかを、理論と実践の両面から追究した。

第一部では、ラテンアメリカ国際法の生成と展開の過程を検証し、その本質、存在理由および理論的基礎を明らかにした。

第I章では、ラテンアメリカ国際法の起源とその存在理由を論じた。ラテンアメリカでは、独立期に隣接する政治集団間で結ばれた協定の中に、すでにヨーロッパの国際法とは異なる内容の法が含まれていた。脱植民地の領土確定に代表されるように、ラテンアメリカには、ヨーロッパにはなかった国際問題や、諸条件の相違から異なる解決が求められる問題が多く存在した。そのため、既存の国際法とは異なる国際法が生じたのである。

法の総体としてみた場合、ラテンアメリカ国際法の存在理由は、ヨーロッパ公法と対をなす「米州公法」であることにもあった。脱植民地の共和国を主とするラテンアメリカ諸国にとって、君主・王朝の正統性に依拠した正統主義を原理とする当時のヨーロッパ公法の原則の多くが自らの存立と相容れなかった。ラテンアメリカ諸国が対等な主権国家の地位を維持するためには、自分たちが普遍・一般国際法の完全な法主体であることを肯定しつつ、ヨーロッパ公法と普遍的国際法の同一視を否定しうる、新しい国際法の理念が必要であった。米州公法は、その創出自体が、「ヨーロッパ公法」と普遍的な「国際法」の分離および前者の相対化を意味した。

第II章・第III章で論じたように、「米州公法」としてのラテンアメリカ国際法は、1820年代にシモン・ボリーバルによって構想され、19世紀を通して地域的国際会議等の場で

追求された。国際構造が変化してもその必要性は不変であった。採択された多国間条約の多くが発効を欠いたが、個別の二国間条約等によって趣旨が実現されたほか、汎アメリカ会議や米州機構で再採択されて現在でも有効に存在している。

ラテンアメリカ国際法は、基本的には普遍・一般国際法上の強行規範に違背しない限りで有効に存在する特別国際法である。だが、地域内では一般国際法でありうる。さらに、規律事項が一般国際法と共通である場合、一般国際法に関する特殊な実行としての側面をも併有する。そのため、ラテンアメリカ国際法の諸規則やドクトリンは、多くの分野で一般国際法の展開にも寄与した。関連の法分野は、主権平等・不干涉、国家の管轄権の配分、国家・政府承認といった国際法の基本原則に関するもののほか、領域法、国家責任法、紛争解決、防衛・安全保障、人権・人道法、戦時法など多岐にわたる。

第 IV 章では、ラテンアメリカ国際法の理論を解明した。これまでの研究では、ラテンアメリカ国際法の最初の理論は 20 世紀初頭に構築されたと考えられてきたが、本論文は、それが 19 世紀半ばのアルゼンチンのアルベルディの理論に遡ることを明らかにした。アルベルディは、ボリーバルが追求した米州公法に「米州国際法」の名を与え、他の諸国とは異なる「南米諸国の必要」を法源の 1 つとする国際法の総体として論じた。彼は、ヴァッテルと同様に、国際法は普遍的であるが、具体的な問題への適用の際には一定の変化がありうるとして異なる実定的規則の存在を肯定する、実証主義の立場をとった。だが、他の論者とは異なり、異なる法規則が生じる原因を、諸国の意思ではなくその社会的関係の「必要」に求める客観主義をとった。客観主義によれば、法は社会の必要に応じて存在するため、必要が異なれば法も異なる。客観主義は、1820 年代のボリーバルから今日に至るまで、ラテンアメリカ国際法に関する全ての思想に共通する理論的基礎である。

客観主義に依拠した理論構築によって、ラテンアメリカ国際法は、20 世紀の初頭に起こった国際法学における国際法の観念の転換に大きく貢献した。ラテンアメリカ国際法は、20 世紀初頭から戦間期にヨーロッパの学会を席卷した社会学的実証主義の理論と親和し、ヨーロッパの学説に広く受容された。このとき、現実にはまだ存在していなかったアジア国際法・アフリカ国際法も一度に承認された。セル、フォーシユといった代表的な論者の議論にみられるように、これはラテンアメリカ国際法の承認から論理的に引き出されたのであった。これ以降、ヨーロッパの国際法学においてヨーロッパ国際法と普遍的・一般「国際法」の観念は分離され、普遍的な国際法と共存する地域的な特別国際法の存在が認められるとともに、ヨーロッパ国際法もそうした国際法の 1 つとなった。ラテンアメリカ国際法は、「国際法」の観念の歴史的な転換の引き金を引いたのである。

第二部は各論的検討に充てられた。ラテンアメリカ国際法であって後に普遍化して一般国際法となったと考えられている規則、もともと一般的な実行があったがラテンアメリカにおいてのみ特別に発展・残存した国際法制度、一般国際法であってラテンアメリカの特

殊なドクトリンがその生成・展開に大きく関与した規則を具体的に取り上げ、第一部で明らかにした客観主義の理論的基礎とラテンアメリカ国際法の意義を踏まえた解釈のあり方を追究した。その結果、いずれについても、通説的な理解や一般に広まっている見解とは異なる理解が引き出されることが確認された。

第V章で扱ったウティ・ポシデティス・ユリスは、今日の通説的な見解では、脱植民地諸国が植民地時代の境界を独立後の国境とする国境画定の原則と解され、慣習国際法上の原則とみなされている。だが、ラテンアメリカにおけるウティ・ポシデティス・ユリスには、領土確定原則と国境画定原則の2つの側面があり、ほとんどの事例で機能したといえるのは前者であった。後者は、植民地行政区分の法律上の境界を独立後の国境に転化する原則としてはほとんど機能しなかった。現行の通説的な理解は基本的な法内容の認識に問題がある。また、ラテンアメリカの脱植民地化の特殊な文脈に応じて生成された原則であるため、脱植民地化の経緯や背景を異にする政治集団間にそのまま適用可能であるとは推定できない。

第VI章では外交的庇護を検討した。外交的庇護は、外交関係法上の治外法権の否定と共に一般的な適法性を否定され、今日ではラテンアメリカにのみ特別国際法制度として残っている。ラテンアメリカの外交的庇護は、外交関係に関する制度ではなく、政治的理由で訴追される個人の保護に関する制度である。伝統的な国際法の考え方において完全に分断されてきた外交的庇護と領域的庇護を「庇護」という1つの制度の異なる部分とみなし、これらを相互に調整可能な国際法で整合的に規律する発想をもっている。地域的な特性の考慮が必要であるとはいえ、人道に基礎を有する点で潜在的な普遍性を有しており、庇護や難民の制度を個人の国際的保護の観点から再構築しようとする近年の世界的な学説の潮流に照らしても、先例として参照する価値は大きいといえる。

第VII章では、国家責任法における国家責任追及方法の制限をとりあげ、カルボ主義・ドラゴ主義が関連の諸規則の形成にどう関与したのかを検証した。後に新しい国際法規則に反映された結果、これらのドクトリンは意義を喪失したかのように見える。だが、提起された理論的な諸問題には回答が与えられておらず、同じ根源に起因する紛争が今日でも再生産されている。カルボ主義は、内国民待遇ドクトリンとしての側面を有し、外国人の待遇に関する国際法違反や裁判拒否の存否、収用の際の補償の基準等の点で、今日でもラテンアメリカ諸国と他の諸国の見解の相違の原因となっている。ドラゴ主義が提起した、債権・債務の種類に応じてとられうる責任追及手段も異なるはずであるという問いにも答えが出ておらず、投資関連債務の処理をめぐる対立が続いている。その反面、両ドクトリンは、それぞれ、当時から存在したが著しく遵守を欠いていた一般国際法（国内救済完了原則）の履行確保、未だ確立されていないが多くの学説や国家見解が賛成していた「あるべき法」（私人が有する公債の回収のための武力行使の禁止）の実現を志したものであり、

これらが国際法に反するドクトリンであったとの解釈は明らかに誤りである。関連する現行の諸問題についても、この認識に立ったうえで、政治的な予断を排した法的な議論が深められなければならない。

他とは異なる状況にある諸国に見合った特別法として、または、国際社会全体の必要により適した、現行の普遍的・一般国際法へのオルタナティブとして提示されたラテンアメリカ国際法は、価値・利益を共有する均質的で平等な諸国から成る虚像の国際社会像によって現実に存在する格差や相違を覆い隠すのではなく、力の格差、国家の状況、さらには価値や信条といった相容れない相違をも認めたいうえで、なお可能な普遍的国際法のあり方を追究する、まさしく現代に求められる指針を提供するはずである。